

コロナに負けるな！木城町福祉施設等感染症拡大防止対策支援事業の概要

1) 事業目的

木城町で福祉サービスを提供する事業者に対して、感染症対策を徹底しつつ福祉サービスを継続的に提供するための支援及び感染症拡大防止対策に必要な物資の確保や環境整備の取組について支援することを目的としています。

2) 対象事業経費

- マスクや消毒液等の衛生用品の購入
- 感染症拡大防止対策のための物品購入
- 職員が感染症拡大防止対策のために勤務時間外に行った業務の超過勤務手当
- 施設・事業者の感染拡大防止対策として日常生活においての必要物品
- その他、感染症拡大防止対策を徹底するために必要な経費

3) 対象事業所及び補助額

No.	補助対象事業者	補助上限額	補助率
1	通所介護事業所	200,000円/事業所	10/10
2	短期入所生活介護事業所(定員10人以上)	200,000円/事業所	
3	訪問介護事業所	100,000円/事業所	
4	訪問看護事業所	100,000円/事業所	
5	居宅介護支援事業所	100,000円/事業所	
6	看護小規模多機能型居宅介護事業所	300,000円/事業所	
7	介護老人福祉施設	500,000円/事業所	
8	地域密着型介護老人福祉施設	500,000円/事業所	
9	認知症対応型共同生活介護事業所	300,000円/事業所	
10	有料老人ホーム(定員10人以上)	200,000円/事業所	
11	有料老人ホーム(定員 9人以下)	100,000円/事業所	
12	障害者支援施設	500,000円/事業所	
13	児童養護施設	200,000円/事業所	
14	障害者就労支援事業所	100,000円/事業所	
15	児童発達支援事業所	100,000円/事業所	
16	日中一時支援事業所	100,000円/事業所	
17	相談支援事業所	100,000円/事業所	

4) 対象期間（令和4年度分）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5) 補助金交付申請

【提出書類】

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書（別記様式第1号）
- 収支予算書
- 見積書の写し

※補助金に係る消費税仕入れ控除税額がある場合は補助申請額からこれを減額して申請することとするが、控除額が明らかでない場合は、消費税等申告後に確定額の報告を頂き、相当額を町に返還頂きます。

※令和2年度及び令和3年度に補助金を受け購入した物品（PC、体温計、空気清浄機などの備品にあたるもの）と同一（同等）物品を購入する場合は、事業計画書（別記様式第1号）に購入についての必要性について詳細に記入してください。

※申請後に事業費及び補助金額が変更になる場合は、必ずご連絡ください。

6) 交付決定

申請後に交付決定通知書を送付します。事業実施は必ず交付決定通知書を受領後に開始してください。

7) 実績報告

事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行うこと。

【提出書類】

- 補助事業実績報告書
- 事業実績書（別記様式第2号）
- 収支精算書
- 請求書の写し
- 領収書の写し
- 写真（PC、体温計、空気清浄機などの備品にあたるもの）

※3月31日までに納入を完了させてください。

8) 補助金の交付

実績報告提出後、補助金の交付確定を行った後に交付します。

9) 補助金の返還

補助金を目的外に充てた場合や、概算払いにより使い切れなかった場合等は返還となります。また補助金に係る消費税仕入れ控除税額がある場合で、補助金交付申請時にこれを減額しなかった場合は、消費税申告等により確定した時に相当額を返還頂きます。

【提出書類】※補助金に係る消費税仕入れ控除税額がある場合

- 仕入れに係る消費税等相当額報告書